

環境アセスメント

佐賀県環境影響評価条例のあらまし



1. 環境アセスメント（環境影響評価）とは

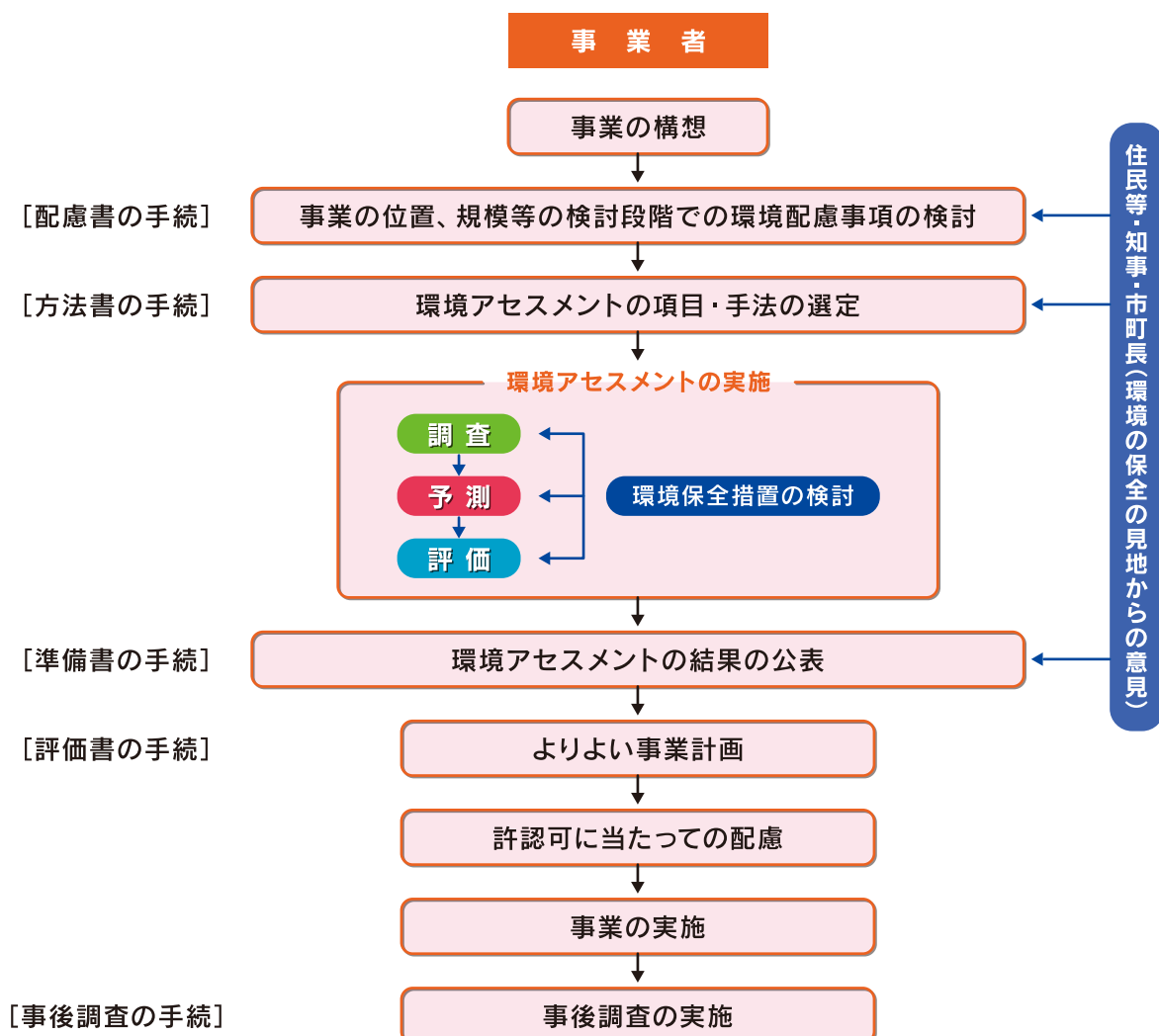
健全で恵み豊かな環境は、人間が健康で文化的な生活を確保するための基本であり、私達は
その環境を共有の財産として保全し、将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

豊かで快適な生活をしていくためには、道路の整備や土地の造成など県土を有効に活用し
ていくことも大切なことですが、開発事業の実施に当たっては、環境に適切に配慮する必要
があります。

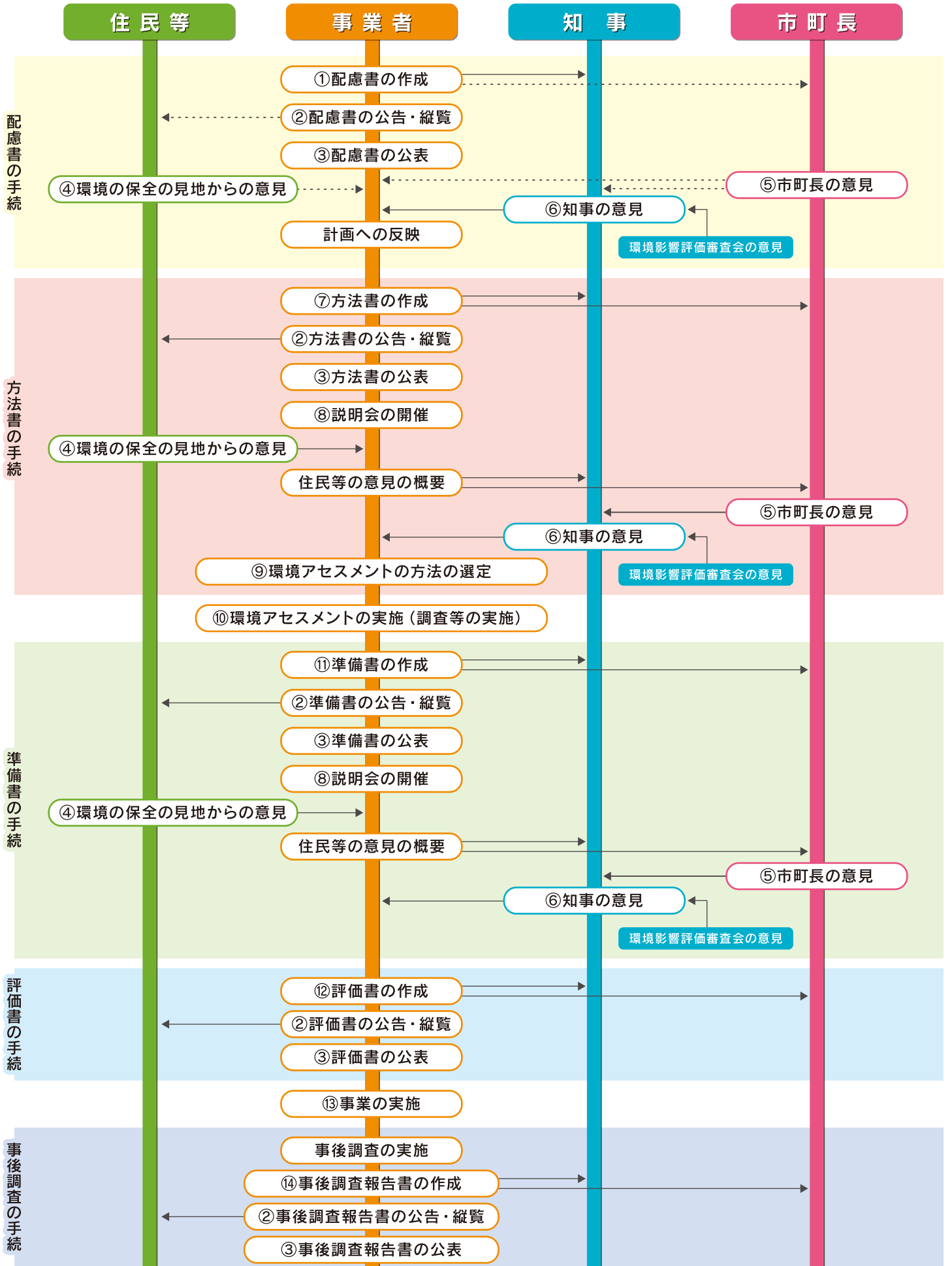
環境アセスメントとは、環境に著しい影響をおよぼすおそれのある事業の実施に当たり、
事業者が事業の実施前に、その事業に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行
うとともに、その結果を公表して、住民等から意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全の観
点からより配慮した事業計画を作り上げていこうという制度です。

県では、このような環境アセスメントの一連の手続やこの手続を実施する必要がある事業の要
件を定めた「佐賀県環境影響評価条例」を平成11年7月に制定しました。（平成12年8月1日施行）

また、平成25年3月には同条例の一部改正を行い、計画段階配慮書手続（配慮書の手続）
などを盛り込み、同年12月の施行規則の一部改正において、風力発電所を対象事業に追加
しました。（平成26年4月1日施行）



2. 佐賀県環境影響評価条例の手続の流れ



← 手続の主な流れ ←····· 手続への関わり

① 配慮書の作成

事業者は、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた「配慮書」を作成し、知事及び関係市町長（※1 ※2）へ送付します。

② 公告・縦覧

事業者は、配慮書を作成した旨等を公告するとともに、配慮書及びその要約書を1月間以上の期間を定めて縦覧します。（※3 ※2）（方法書、準備書、評価書、事後調査報告書については、公告するとともに、1月間縦覧します。）

③ 公表

事業者は、配慮書及びこれを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表します。（方法書、準備書、評価書、事後調査報告書（※4）についても同じ。）

④ 環境の保全の見地からの意見

環境保全の見地からの意見を有する者は、配慮書について事業者が定める期間内に意見を述べるすることができます。（方法書、準備書については、縦覧期間の1月間及びその後2週間の間に意見を述べるすることができます。）

⑤ 市町長の意見

関係市町長は、配慮書について事業者が定める期間内に環境の保全の見地からの意見（※1 ※2）を述べるすることができます。また、知事の求めに際して意見を述べます。（方法書、準備書についても同じ。）

⑥ 知事の意見

知事は、配慮書について、必要に応じ関係市町長及び佐賀県環境影響評価審査会の意見を踏まえ、事業者に対して意見を述べます。（方法書、準備書については、関係市町長、環境保全の見地からの意見を有する者及び必要に応じ佐賀県環境影響評価審査会の意見を踏まえ、事業者に対して意見を述べます。）

⑦ 方法書の作成

事業者は、事業の概要、地域の概要、環境アセスメントの項目や調査等の手法など環境アセスメントの方法を記載した「方法書」を作成し、知事及び関係市町長へ送付します。

⑧ 説明会の開催

事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において方法書の説明会を開催します。（準備書についても同じ。）

⑨ 環境アセスメントの方法の選定

事業者は、知事の意見及び環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえて、環境アセスメントの項目及び手法を選定します。

⑩ 環境アセスメントの実施

事業者は、⑨において選定した項目及び手法に基づき、環境アセスメントを実施します。

⑪ 準備書の作成

事業者は、調査、予測及び評価の結果や環境保全のための措置などの環境アセスメントの結果の案を記載した「準備書」を作成し、知事及び関係市町長へ送付します。

⑫ 評価書の作成

事業者は、知事の意見及び環境保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえ、準備書の記載事項について検討して「評価書」を作成し、知事及び関係市町長へ送付します。

⑬ 事業の実施

事業者は、評価書を作成した旨を公告すると事業に着手できるようになります。事業に着手及び完了したときは、知事及び関係市町長へその旨の届出をします。

⑭ 事後調査報告書の作成

事業者は、評価書に記載した事項等に従い、事後調査を実施し、その結果を「事後調査報告書」とりまとめ、知事及び関係市町長へ送付します。

※ 1 事業者が、関係市町長へ環境保全の見地からの意見を求める場合に限りです。

※ 2 事業者は、配慮書について関係市町長及び環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を求めるように努めなければなりません。もし、意見を求めない場合は、その理由を配慮書において明らかにしなければなりません。

※ 3 事業者が、環境保全の見地からの意見を有する者の意見を求める場合に限りです。

※ 4 事後調査報告書について、要約書の作成は不要です。

3. 佐賀県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		環境影響評価条例	(参考) 環境影響評価法	
			第1種事業	第2種事業
1 河川	ダム	貯水面積35ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
	堰	湛水面積35ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
	放水路	土地改変面積35ha以上	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
	(湖沼開発)	—	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
2 土地区画整理事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
3 新住宅市街地開発事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
4 新都市基盤整備事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
5 流通業務団地造成事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
6 宅地その他の用地の造成事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
7 スポーツ・レクリエーション施設		面積35ha以上 (ゴルフ場 面積20ha以上)	—	—
8 岩石・砂利等の採取場		面積35ha以上	—	—
9 鉱物の採掘場		面積35ha以上	—	—
10 埋立て・干拓		面積17.5ha以上	面積50ha超	面積40ha以上
11 飛行場		滑走路長875m以上	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上
12 道路	(高速自動車国道)	—	すべて	—
	一般国道	4車線以上・3.5km以上	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上
	県道・市町道・農道	4車線以上・3.5km以上	—	—
	林道	幅員6.5m以上・7km以上	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km以上
13 鉄道・軌道	(新幹線鉄道)	—	すべて	—
	鉄道・軌道	長さ3.5km以上	長さ10km以上	長さ7.5km以上
14 工場・事業場		排ガス量15万Nm ³ /時以上 又は排水量1万m ³ /日以上	—	—
15 下水道終末処理場		排水量1万m ³ /日以上	—	—
16 発電所	水力発電所	出力1万kW以上	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上
	火力発電所	出力5万kW以上	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上
	地熱発電所	出力3.5千kW以上	出力1万kW以上	出力7.5千kW以上
	(原子力発電所)	—	すべて	—
	風力発電所	出力3.5千kW以上 ※5	出力1万kW以上	出力7.5千kW以上
17 廃棄物処理施設	し尿処理施設	処理能力100kL/日以上	—	—
	ごみ焼却施設	処理能力100t/日以上	—	—
	廃棄物最終処分場	面積10ha以上	面積30ha以上	面積25ha以上
(工業団地造成事業)		—	面積100ha以上	面積75ha以上
○港湾計画		埋立て・掘込みの面積の 合計100ha以上	埋立て・掘込みの面積の合計300ha以上	

※ 5 海岸線から1キロメートルを超える海域に設置するものを除く。

(注) 詳細は、佐賀県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1を御覧ください。

4. 環境アセスメントの項目

調査、予測及び評価の対象となる項目は、次のとおりです。

①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、水底の底質、地下水、地形・地質、地盤、土壌
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物、植物、生態系
③人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的遺産等の保全	人と自然との触れ合いの活動の場、景観、歴史的文化的遺産
④環境への負荷	廃棄物等、温室効果ガス等

5. 環境の保全の見地からの意見の提出について

- 環境アセスメントは、事業者が、行政や住民の皆さんからの意見や情報を聴きながら、事業を環境に配慮したよりよいものにしていく制度です。
- 配慮書、方法書及び準備書などは、インターネットの利用その他の方法により公表されます。また、事業者の事務所などで1月間縦覧^(※6 ※7)され、その間は誰でも見ることができます。方法書と準備書については、縦覧期間に、その内容についての説明会が開催されます。縦覧の期間、説明会の日時や場所などについては、それぞれの事業ごとに市町の広報紙などでお知らせします。
- 配慮書^(※6 ※7)、方法書及び準備書に対して環境保全上の意見のある人は誰でも一定期間内に意見書を提出することができます。

※ 6 配慮書については、事業者が、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を求める場合に限りです。

※ 7 事業者は、配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を求めるように努めなければなりません。もし、意見を求めない場合は、その理由を配慮書において明らかにしなければなりません。

(注) このパンフレットは、佐賀県環境影響評価条例の概要を記載したものです。

詳細については、佐賀県環境影響評価条例、施行規則等を御覧ください。

なお、佐賀県環境影響評価条例や環境アセスメントに関する情報などについては、佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)の「佐賀県の環境情報館」でも御覧になれます。

お問い合わせ先

佐賀県くらし環境本部 環境課

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

TEL0952-25-7079 (直通)

FAX0952-25-7783